

政治資金適正化委員会における取組及び 検討状況についての取りまとめ（第4期）

令和2年3月

政治資金適正化委員会

はじめに

平成19年、いわゆる事務所費問題等により政治資金に対する国民の政治不信が高まったことを受け、政治資金規正法が改正され、国会議員関係政治団体は、収支報告書等について登録政治資金監査人による政治資金監査を受けることが義務づけられるとともに、平成20年4月1日、「政治資金監査に関する具体的な指針」（政治資金監査マニュアル）の策定等を所掌する政治資金適正化委員会が総務省に設置された。

政治資金適正化委員会では、政治資金に関する収支報告の適正の確保と透明性の向上に対する国民の期待に適切に応えるため、登録政治資金監査人の登録や研修、政治資金監査マニュアルの策定・改定、登録政治資金監査人に対する指導・助言等、政治資金規正法に定められた所掌事務について、弁護士・公認会計士・税理士各士業の団体等の協力を得ながら、精力的に取り組んできた。

その結果、政治資金監査は、平成21年分から平成30年分の収支報告まで10回を重ね、登録政治資金監査人も相当数が確保されるなど、概ね順調に実施されてきているところである。

この間、政治資金適正化委員会においては、第1期から第4期まで、政治資金監査制度の円滑な運営と定着が図られるよう、様々な取組を進めてきた。

具体的には、第1期（平成20年4月から平成23年3月）において、登録政治資金監査人の登録や研修の整備、政治資金監査マニュアル等の策定を行うとともに、収支報告書等の記載方法等に関する見解や「政治資金監査に関するQ&A」等を示したほか、政治資金の収支の報告及び公開に関する重要事項について検討を行った。

続く第2期（平成23年4月から平成26年3月）においては、政治資金監査の実施状況等を踏まえながら、政治資金監査マニュアルの改定等を行うとともに、第1期の取りまとめにおいて今後検討すべきとされた事項についての検討を深めたほか、個別の登録政治資金監査人に対する指導・助言の枠組みを示した。

第3期（平成26年4月から平成29年3月）においては、研修の機能の充実・向上の観点から、従来のフォローアップ説明会を「政治資金監査実務に関するフォローアップ研修」と位置付け、内容の充実等を図るとともに、第2期の取りまとめにおいて示された、個別の登録政治資金監査人に対する指導・助言についての検討を重ね、平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査から具体的な取組を開始した。

そして、第4期（平成29年4月から令和2年4月。委員会の開催状況については、【参考資料1】参照）では、登録政治資金監査人の登録や研修等を引き続き着実に実施するとともに、特に政治資金監査の質の向上に重点を置き、登録政治資金監査人に対する研修（フォローアップ研修）及び個別の指導・助言に関して、次のように取組を進めてきた。

①研修については、登録政治資金監査人のニーズを踏まえ、具体的な事例を基にした実践的なものとなるよう、実際の政治資金監査におけるこれまでの誤りの事例を強調したり、これを踏まえた演習問題の量を増やすなど、研修内容の充実を図ったほか、政治資金監査を実施する期間において、追加でフォローアップ研修を開催し、すべての登録政治資金監査人に参加の呼びかけを行うなど、研修への参加の促進にも取り組んだ。

②平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査から実施した登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の取組については、この取組の効果がより高まるよう、個別の指導・助言の対象となった者に対してきめ細かな対応を行うとともに、すべての登録政治資金監査人に誤りの事例等の周知を図るなど、3か年にわたり個別の指導・助言の取組を行ったところである。

その他登録政治資金監査人から寄せられた質疑等に対しては、「政治資金監査に関するQ&A」の追加等により対応を行ったところである。

前記のとおり、政治資金監査が開始されて10回の節目を経て、政治資金適正化委員会は、第4期の終わりに当たって、これまでの取組を国民に明らかにするとともに、取組についての総括的な取りまとめを行うこととした。この取りまとめにおいては、政治資金監査の更なる質の向上を中心として、今後取り組むべき課題の検討の方向性等を提示している。

政治資金適正化委員会としては、政治資金監査の取組が政治資金の収支報告の適正の確保や透明性の向上に一層資するよう、この取りまとめを踏まえ、今後も政治資金監査の質の向上のための取組などを継続して実施していく。これにより、政治資金監査制度の適確な実施が引き続き図られ、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与するという政治資金規正法の目的の実現につながるように望むものである。

令和2年3月

政治資金適正化委員会

委員長 伊藤鉄男
 日出雄平
 浅井万富
 大竹邦実
 岩井奉信

目 次

- 1 登録政治資金監査人の登録及び研修について…………… 1
- 2 政治資金監査に関する具体的な指針等について…………… 13
- 3 政治資金監査の質の向上について
～登録政治資金監査人に対する研修及び個別の指導・助言～ …… 16

1 登録政治資金監査人の登録及び研修について

(1) 登録政治資金監査人の登録について

政治資金規正法（以下「法」という。）では、弁護士、公認会計士又は税理士である者は政治資金適正化委員会（以下「当委員会」という。）が備える登録政治資金監査人名簿への登録を受けることにより、登録政治資金監査人になることができるとされている（法第19条の18第1項）。

これらの者は、それぞれ法律、監査及び会計並びに税務に関する国家資格を有する専門家として、高い能力と識見を有するとともに、公共的使命を担うものとされている。政治資金監査は、このような職業的専門家が、その知識と経験を生かして公正かつ誠実に行うものであり、政治資金の適正化に資する質の高いものとするのが期待される。

○ これまでの取組

登録政治資金監査人の登録については、政治資金監査制度を安定的に運用していくための登録者数の確保に向けて、政治資金監査制度の意義や登録政治資金監査人の登録手続等について、周知・広報を行ってきた。

特に、第4期においては、政治資金規正法施行規則（以下「施行規則」という。）の改正により、登録政治資金監査人の登録申請の際の戸籍の抄本の提出が不要となったことについて、制度の周知のためのリーフレット及び関係資料を作成するとともに、登録政治資金監査人の登録に当たり、旧姓等の使用を希望する者の利便に供するため、登録を受けようとする者が氏名以外の呼称の使用を希望する場合の登録申請書の添付書類を定めた。これらの資料等については、当委員会のホームページへの掲載を通じて内容の周知を図ったほか、関係士業団体にも送付し、改正内容やその取扱いをはじめ、政治資金監査制度も含め広く周知を依頼したところである。

また、政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体側の利便にも資するため、登録政治資金監査人の登録について、大きな地域的偏在が生じないよう、登録政治資金監査人1人当たりの国会議員関係政治団体数が多い地域の関係士業団体に対し、登録政治資金監査人への登録促進等に係る協力依頼などの対応を行ってきた。

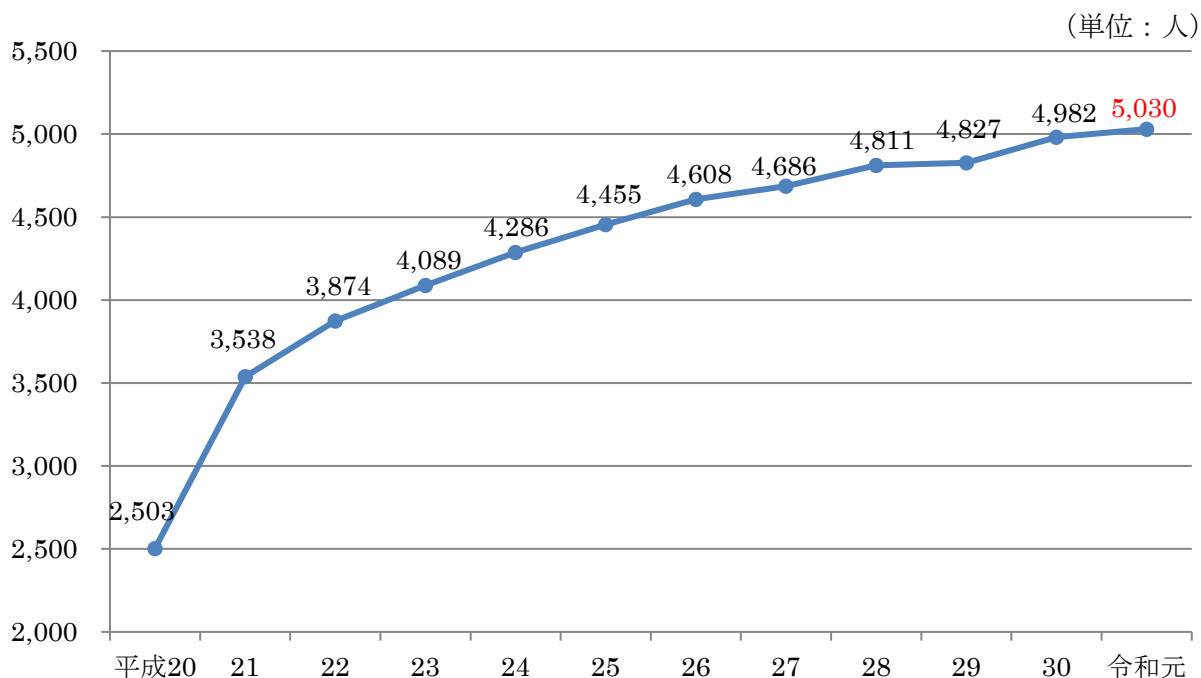
これらの結果、登録政治資金監査人の登録者数は順調に推移し、令和2年2月末現在で**5,030**人（図表1参照）となっている。

これに対し、平成30年分の収支報告書の提出義務がある国会議員関係政治団体数（解散団体を含む。）は2,881団体であり、登録者数がこれを上回っている状況にある。

都道府県別の登録状況を見ても、全都道府県において登録がなされており、都道府県によっては、登録政治資金監査人1人当たりの国会議員関係政治団体数が1以上となっている地域もあるが、多くの地域では1未満であり、全国平均も0.57団体（図表2参照）となっている。

また、令和元年度（令和元年6月～令和2年1月実施分）の「政治資金監査実務に関するフォローアップ研修（以下「フォローアップ研修」という。）」の参加者アンケート結果によれば、実際に、平成30年分の収支報告書に係る政治資金監査を行った登録政治資金監査人1人当たり、政治資金監査を2.46団体実施しているが（図表3参照）、登録政治資金監査人1人当たりの国会議員関係政治団体数は、最も多い地域でも2.0団体であることから（図表2参照）、登録政治資金監査人の地域的偏在による支障は特段生じていないと考えられる。

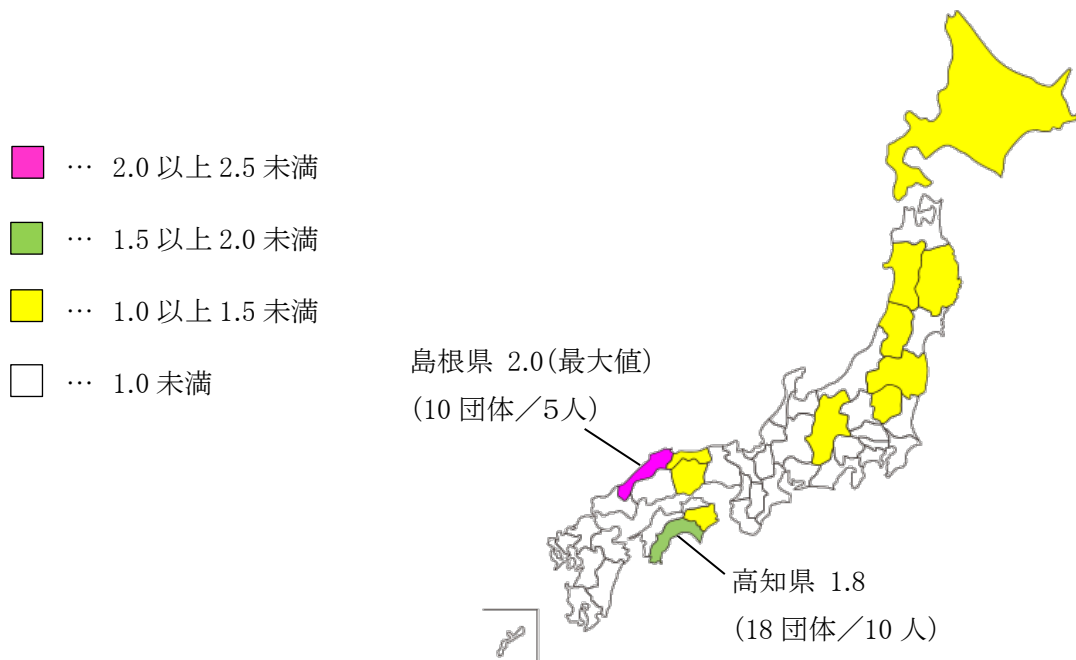
（図表1）登録政治資金監査人の抹消者数を除く登録者数（累積）の推移



年度	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
抹消者を除く登録者数(累積)	2,503	3,538	3,874	4,089	4,286	4,455	4,608	4,686	4,811	4,827	4,982	5,030

※各年度3月末現在の数値（令和元年度は、令和2年2月末現在の数値）。

(図表 2) 登録政治資金監査人 1 人当たりの国会議員関係政治団体数

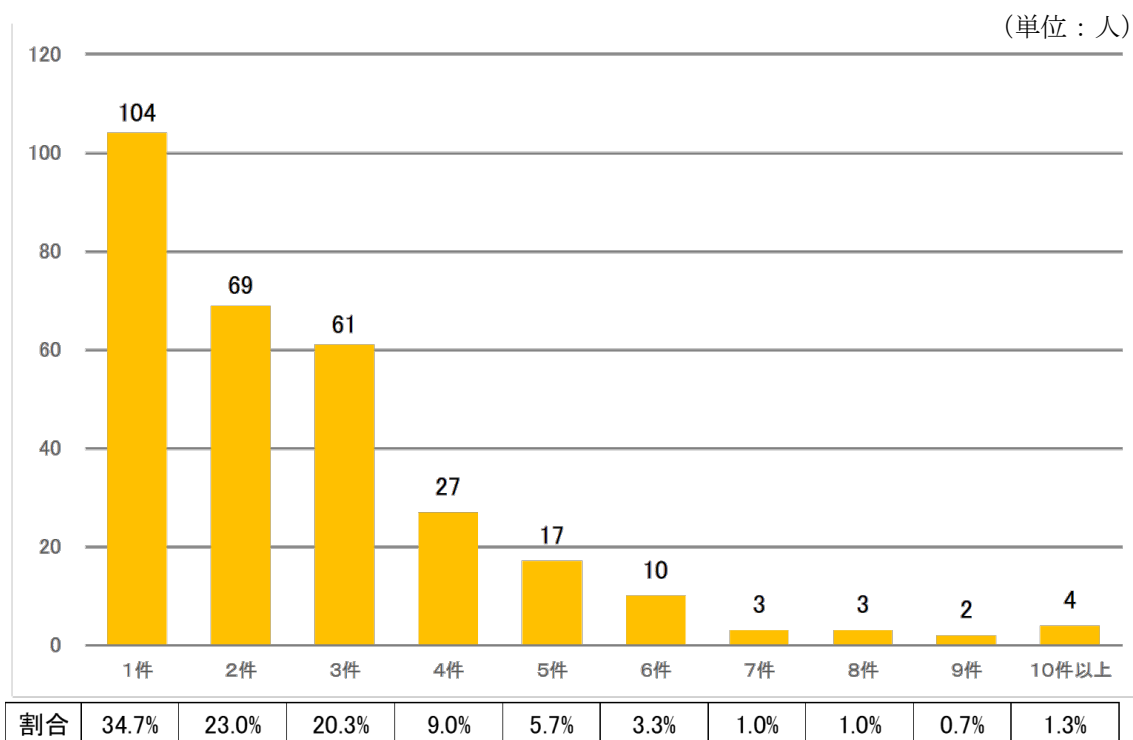


※1 登録政治資金監査人1人当たりの国会議員関係政治団体数

$$= \frac{\text{国会議員関係政治団体数(平成30年分の収支報告書の提出義務があるもので解散団体を含む。)}}{\text{登録政治資金監査人数(令和2年2月末現在)}}$$

※2 登録政治資金監査人1人当たりの国会議員関係団体数の全国平均は、0.57である。

(図表 3) 政治資金監査実施団体数ごとの登録政治資金監査人の人数



※1 令和元年度フォローアップ研修の参加者アンケート結果に基づく。(令和元年6月～令和2年1月実施分)

※2 平成30年分の収支報告書に係る政治資金監査実施団体数。

※3 平成30年分の収支報告書に係る政治資金監査を行った登録政治資金監査人1人当たりの政治資金監査実施団体数は、2.46。

昨今における登録政治資金監査人の登録・抹消の状況の詳細については、以下のとおりである。

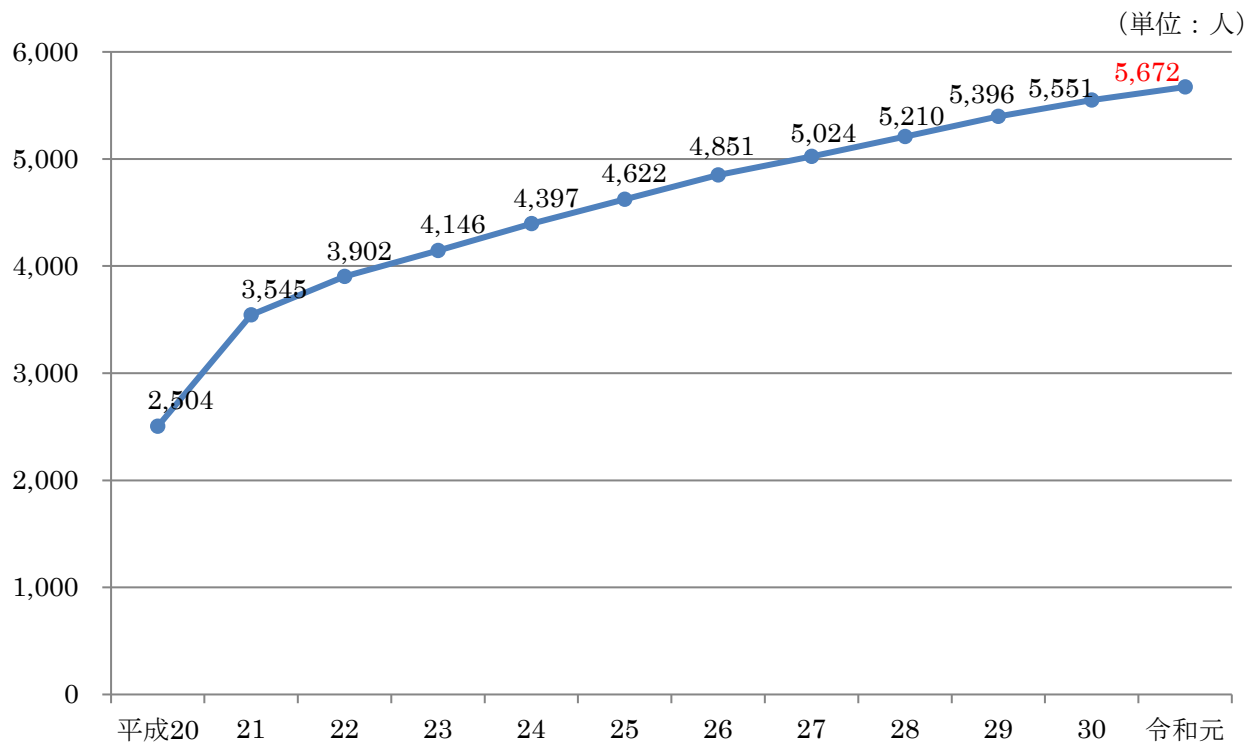
① 登録者数及び登録抹消者数の増減について

登録政治資金監査人の登録者の総数は、年々増加しており、前記のとおり令和2年2月末現在における登録者の総数は、**5,030**人（図表1参照）となっている。

新規登録者数は減少傾向にある一方で、申請等に基づき登録を抹消した者（以下「登録抹消者」という。）の数は増加傾向にあるものの、これまでのところ、年度ごとの新規登録者数は登録抹消者数を上回っている状況にある（図表4～6参照）。

登録抹消者の抹消事由としては、約6割が本人からの申請（法第19条の23第1項）によるものであり、約4割が死亡や関係士業の廃止等（法第19条の23第1項第1号）によるものとなっている。

(図表4) 登録政治資金監査人の抹消者数を含む登録者数(累積)の推移



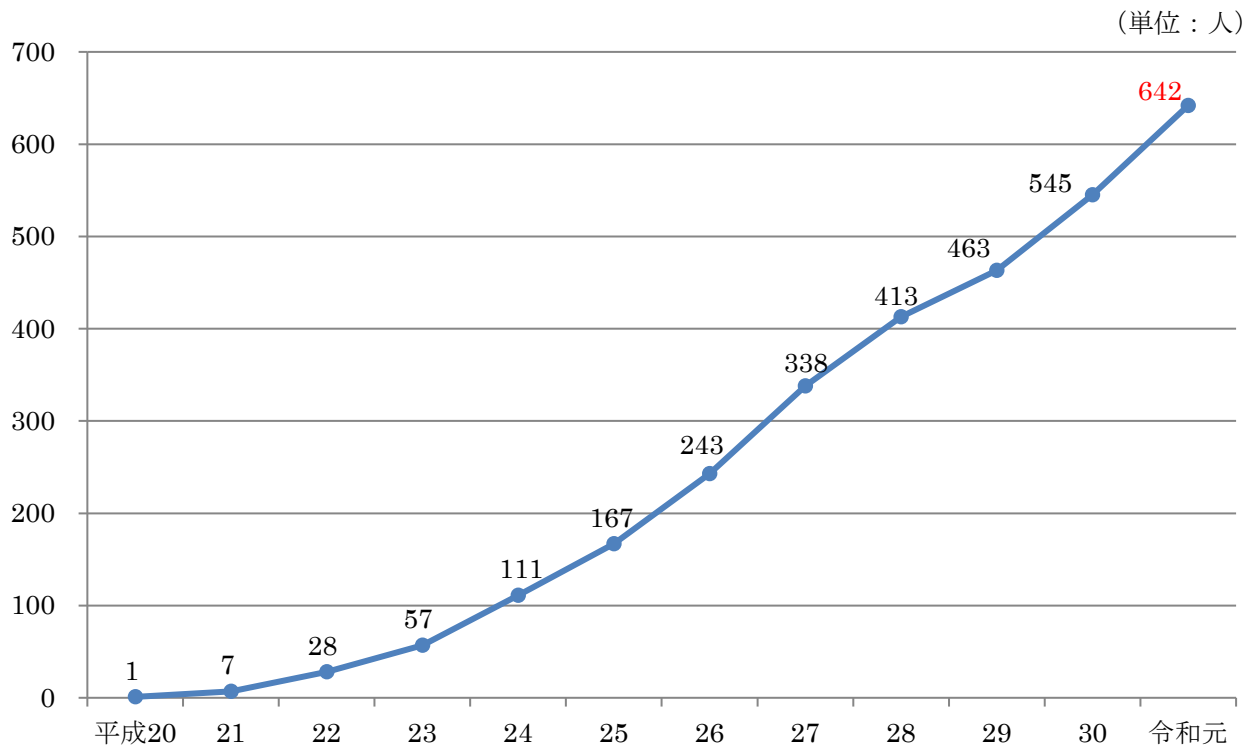
(単位:人)

年度	登録者数			累積	
	弁護士	公認会計士	税理士		
平成20年度	2,504	184	498	1,822	2,504
21年度	1,041	40	134	867	3,545
22年度	357	18	49	290	3,902
23年度	244	17	45	182	4,146
24年度	251	12	54	185	4,397
25年度	225	8	39	178	4,622
26年度	229	15	46	168	4,851
27年度	173	18	40	115	5,024
28年度	186	16	33	137	5,210
29年度	186	22	39	125	5,396
30年度	155	16	31	108	5,551
令和元年度	121	8	29	84	5,672
総計	5,672	374	1,037	4,261	

※1 各年度3月末現在の数値(令和元年度は、令和2年2月末現在の数値)。

※2 登録後に士業の変更があった者については、変更後の士業で分類している。

(図表5) 登録政治資金監査人の抹消者数(累積)の推移

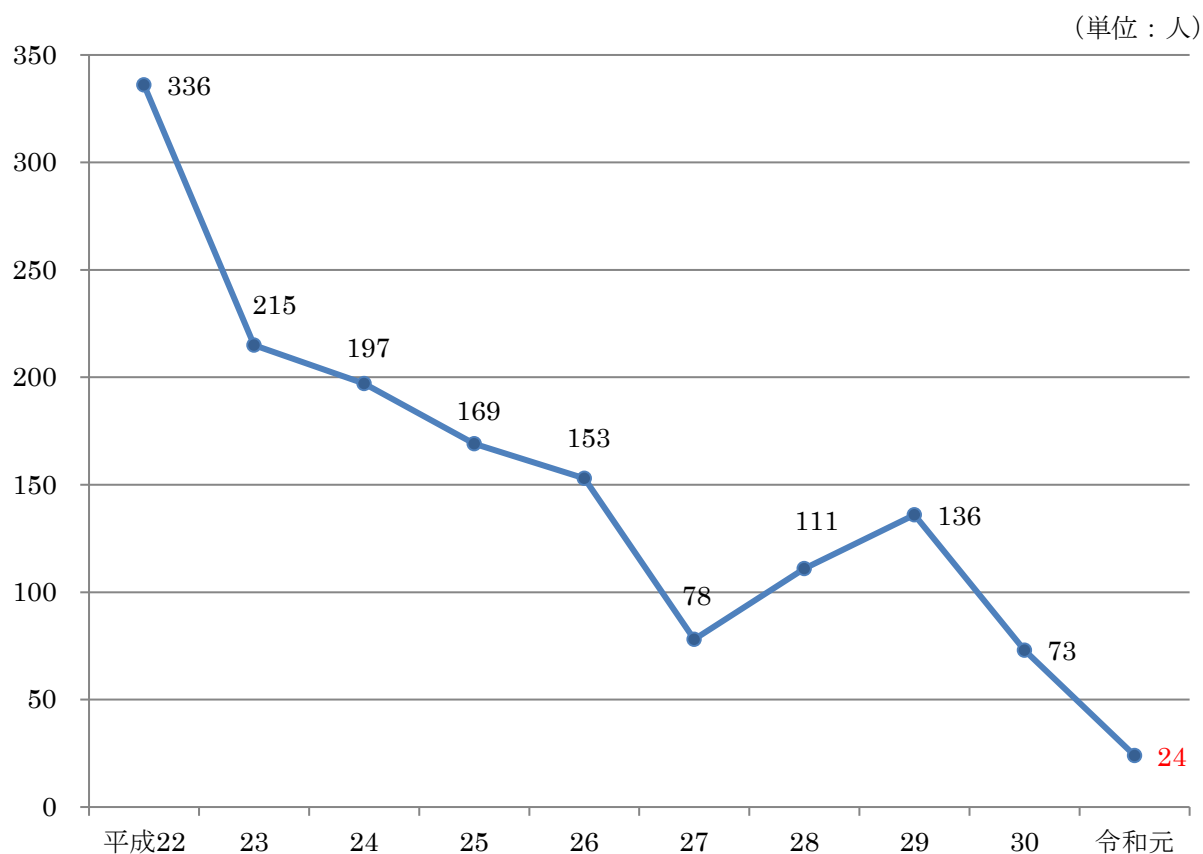


(単位:人)

年度	抹消者数			累積
	弁護士	公認会計士	税理士	
平成20年度	1	0	1	1
21年度	6	1	4	7
22年度	21	1	14	28
23年度	29	3	20	57
24年度	54	9	32	111
25年度	56	5	34	167
26年度	76	6	61	243
27年度	95	4	75	338
28年度	75	5	63	413
29年度	50	8	37	463
30年度	82	7	61	545
令和元年度	97	6	72	642
総計	642	55	474	

※各年度3月末現在の数値(令和元年度は、令和2年2月末現在の数値)。

(図表6) 登録政治資金監査人の登録純増数(登録者数-抹消者数)の推移



(単位:人)

年度	登録者数 A	抹消者数 B	純増数 A - B
平成20年度	2,504	1	2,503
21年度	1,041	6	1,035
22年度	357	21	336
23年度	244	29	215
24年度	251	54	197
25年度	225	56	169
26年度	229	76	153
27年度	173	95	78
28年度	186	75	111
29年度	186	50	136
30年度	155	82	73
令和元年度	121	97	24
総計	5,672	642	5,030

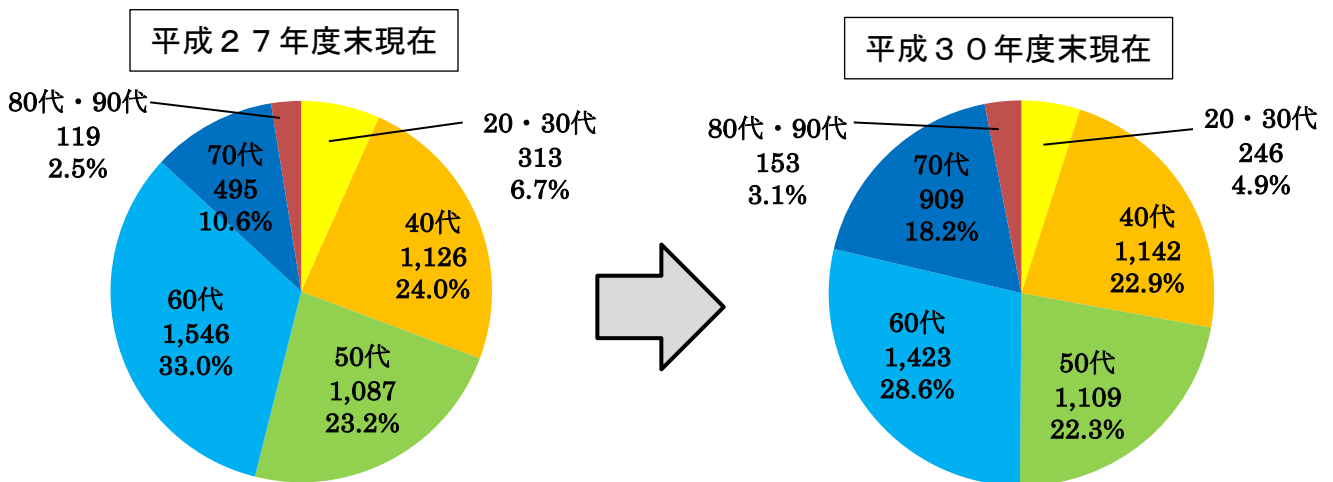
※各年度3月末現在の数値(令和元年度は、令和2年2月末現在の数値)。

② 登録者の年代別分布について

登録者の年代別分布について、平成30年度末と平成27年度末の状況を比較すると、70代以上の占める割合が増加し、登録者の平均年齢も1.6歳上昇している（図表7参照）。

また、登録抹消者の年代別分布についても、同じ時点で比較すると、70代以上の占める割合が増加しており（図表8参照）、全体的に年齢層が上昇している状況にある。

（図表7）年代別登録政治資金監査人数



※1 各年代別の登録者数は、平成28年3月31日現在の年齢により区分している。

※2 平成28年3月31日現在、登録政治資金監査人総数(抹消者除く)は、4,686人である。

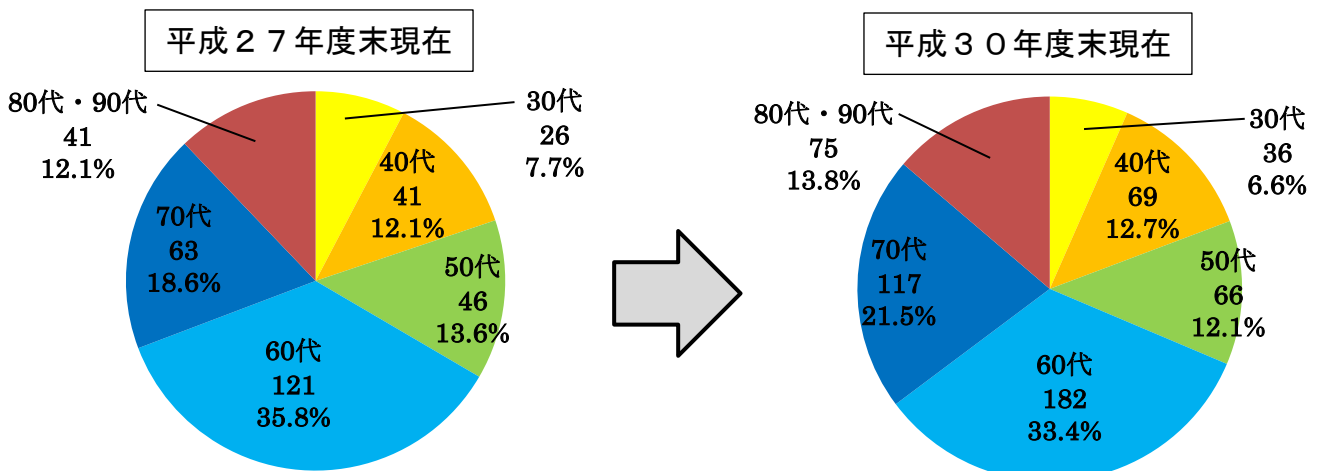
※3 平均年齢は、57.0歳である。

※1 各年代別の登録者数は、平成31年3月31日現在の年齢により区分している。

※2 平成31年3月31日現在、登録政治資金監査人総数(抹消者除く)は、4,982人である。

※3 平均年齢は、58.6歳である。

（図表8）年代別抹消者数



※1 各年代別の抹消者数は、抹消日現在の年齢により区分している。

※2 平成28年3月31日現在、抹消者総数は、338人である。

※3 平均年齢は、62.6歳である。

※1 各年代別の抹消者数は、抹消日現在の年齢により区分している。

※2 平成31年3月31日現在、抹消者総数は545人である。

※3 平均年齢は、63.7歳である。

○ 今後の方向性

前述のとおり、政治資金監査制度を安定的に運用していくための当面の登録者数は十分に確保されていると考えられるものの、近年登録者の年齢層が上がっていることや、登録抹消者数が増加傾向にある中、登録抹消者の年齢層も上がっていることを踏まえると、今後も登録政治資金監査人の安定的確保等に向けて取り組んでいくことが必要であり、そのためには、引き続き、関係士業団体と連携し、登録政治資金監査人制度について、周知・広報を行っていく必要がある。

また、登録政治資金監査人1人当たりの国会議員関係政治団体数が多い地域の状況も、引き続き注視していくことが適当である。

(2) 政治資金監査に関する研修の実施について

令和元年度現在、当委員会では登録政治資金監査人に対し、「政治資金監査に関する研修（以下「登録時研修」という。）」と「フォローアップ研修」の2種類の研修を実施している。「登録時研修」は、登録政治資金監査人として必要な専門的知識を修得させることを目的として、登録政治資金監査人名簿に登録を受けた登録政治資金監査人が受講するものであり（法第19条の27）、「フォローアップ研修」は、当委員会が行う研修（法第19条の30第1項第3号）として、登録政治資金監査人の政治資金監査実務の基礎知識を定着・向上させることを目的に、登録時研修を修了した登録政治資金監査人が任意で受講することができるものである。それぞれの研修の概要は、下表のとおりである（※）。

※ フォローアップ研修に関しては、「3 政治資金監査の質の向上について～登録政治資金監査人に対する研修及び個別の指導・助言～」において詳記する。

研修の種類		対象	方式	主な内容
登録時研修		登録手続を完了した登録政治資金監査人	集合研修方式※1 (要望研修方式※2を含む。) 個別研修方式※3	登録政治資金監査人として必要な専門的知識の修得
フォローアップ研修	再受講研修	登録時研修を修了した登録政治資金監査人	集合研修方式	登録時研修と同内容
	実務向上研修			政治資金監査の実施や政治資金監査報告書の作成に関し、特に誤りやすい事例や留意すべき点について重点的に解説

※1 集合研修方式…研修受講者を一堂に会して実施するもの。

※2 要望研修方式…希望する研修日・研修地を示して、5人以上の登録時研修を修了していない登録政治資金監査人が登録時研修の実施を要望する場合で、その実施に支障がないと認められる場合に実施するもの。

※3 個別研修方式…個別の研修受講者ごとに任意の日時において、研修用映像教材を用いて実施するもの。

○ これまでの取組（登録時研修）

登録時研修は、これまで集合研修方式（要望研修方式を含む。）及び個別研修方式により実施しており、令和2年2月末までに合計**5,537**人（登録抹消者含む。）が受講している（図表9参照）。

集合研修方式については、平成20年12月より全国各地で実施してきており、登録政治資金監査人1人当たりの国会議員関係政治団体数が多い地域においても開催するなど、年度により登録政治資金監査人の地域的偏在を考慮しつつ実施している。

また、個別研修方式を平成22年4月から導入するとともに、集合研修方式の一つとして要望研修方式を平成23年4月から導入（平成28年度以降は実施要望なし）しているところである。

これらの結果、令和2年2月末現在で、登録政治資金監査人（登録抹消者除く。）**5,030**人のうち、**97.9%**の**4,922**人が登録時研修を修了し政治資金監査を実施できる体制となっている（図表9参照）。一方、未修了者は**108**人である。

(図表 9) 登録時研修の実施状況 (年度別・研修方式別)

(単位:人)

年度	研 修						
	修了者数	集合研修方式		要望研修方式		個別研修方式	
平成 20 年度	816	8 回	816	—	—	—	—
21 年度	2,616	39 回	2,616	—	—	—	—
22 年度	338	7 回	139	—	—	199 回	199
23 年度	241	11 回	100	2 回	20	121 回	121
24 年度	270	12 回	77	3 回	40	153 回	153
25 年度	208	15 回	103	1 回	8	97 回	97
26 年度	231	14 回	105	0 回	0	126 回	126
27 年度	192	17 回	69	1 回	21	102 回	102
28 年度	174	17 回	84	0 回	0	90 回	90
29 年度	177	20 回	115	0 回	0	62 回	62
30 年度	171	21 回	129	0 回	0	42 回	42
令和元年度	103	16 回	79	0 回	0	24 回	24
総 計	5,537	197 回	4,432	7 回	89	1,016 回	1,016

※1 個別研修方式は平成 22 年度から、要望研修方式は平成 23 年度から実施。

※2 各年度 3 月末現在の数値 (令和元年度は、令和 2 年 2 月末現在の数値)。

※3 研修修了者数は、抹消者を含む数値。

※4 令和 2 年 2 月末現在、研修修了者数から抹消者を除いた数値は 4,922 人。

○ 今後の方向性 (登録時研修)

登録時研修については、引き続き全国各地において集合研修方式による研修を実施するとともに、登録政治資金監査人の希望に基づいて個別研修方式及び要望研修方式による研修を継続していくことが必要である。

登録時研修は、政治資金監査の実施要件とされており、その実施に当たっては、研修受講者の利便の確保にも配慮することが必要である。例えば、要望研修方式については、現在、開催に必要な人数の基準を受講希望者 5 人以上としているが、今後登録時研修を未だ修了していない登録政治資金監査人のニーズを把握した上で、当該基準の緩和を検討することが適当である。

また、登録政治資金監査人の地域的偏在の是正を図ることを目的として、登録政治資金監査人1人当たりの国会議員関係政治団体数が多い地域において登録時研修を実施することについては、(1)の「今後の方向性」で述べたとおり、政治資金監査制度を安定的に運用していくための当面の登録者数は十分に確保されていると考えられるものの、引き続き、これらの地域の状況を注視しながら検討することが適当である。

2 政治資金監査に関する具体的な指針等について

(1) 政治資金監査マニュアルについて

法では、国会議員関係政治団体の会計責任者は収支報告書を提出するときにはあらかじめ政治資金監査を受けなければならないとされ、この政治資金監査は、当委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）に基づき行うものと規定されている（法第19条の13第1項及び第2項）。

政治資金監査マニュアルは、登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たっての具体的な指針を示すとともに、登録政治資金監査人の行う政治資金監査の質の確保と政治資金監査業務の一般化・標準化を図るものであり、登録政治資金監査人は、この政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行うことが法律上求められる。

○ これまでの取組

当委員会では、政治資金に関する収支報告の適正の確保と透明性の向上に対する国民の要請に応えると同時に、政治資金監査制度の円滑な導入・運用を図るためには登録政治資金監査人の責任と負担にも留意すべきという点を踏まえ、平成20年10月に政治資金監査マニュアルを定めた。

その後、より円滑な政治資金監査の実施に資するため、平成22年9月に改定したほか、以下のとおり改定を行っている。

改定時期	主な改定内容
平成22年9月	<ul style="list-style-type: none">政治資金監査実施要領と一体化させ章立てを再構成するとともに、「政治資金監査に関するQ&A」のうち必要な事項と政治資金監査上の取扱いに関する委員会見解の追加。記載不備のある領収書等の確認に請求書等の関係書類を利用可能としたほか、支出を受けた者の住所について別添の書類に記載との記載があった場合に別添の書類の住所で確認可能とした。

平成25年6月	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年4月の施行規則の一部改正による、金融機関への振込みにより支出をした場合の添付書類の簡素化を踏まえた記載の追加。 収支報告書に支出が計上されていない場合の記載例の追加。 主たる事務所以外で政治資金監査を実施した場合の理由や実施場所に係る記載例の明確化。
平成28年3月	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年10月の施行規則の一部改正による、業務制限の対象の追加を踏まえた記載の追加。 記載例の注の追加、その他記載の趣旨の明確化を図るための表現の整理。
令和元年6月	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年5月の施行規則の一部改正による、政治資金監査報告書の元号表記の改正に伴う政治資金監査報告書記載例の元号表記の改正等。
令和元年7月	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年7月の工業標準化法の一部改正に伴う施行規則の一部改正による、政治資金監査マニュアル等における表記の改正。

これらの改定については、当委員会のホームページやフォローアップ研修の場を通じて、登録政治資金監査人に対し、改定内容を周知するとともに、適確な政治資金監査を行うため、政治資金監査マニュアルの内容を改めて確認するよう注意喚起してきたところである。

○ 今後の方向性

政治資金監査マニュアルの内容については、当委員会のホームページやフォローアップ研修を通じて引き続き周知を図るとともに、政治資金監査制度の運用状況や、登録政治資金監査人等から寄せられる意見等を基に、政治資金監査がその基本的性格を十分に踏まえつつ円滑に実施され、政治資金の収支報告の適正の確保と透明性の向上が図られるよう、必要な見直しを行っていくことが適当である。

(2) 「政治資金監査に関するQ & A」等について

○ これまでの取組

当委員会では、登録政治資金監査人等から寄せられる質疑等に対して逐次対応するとともに、新たな見解を示す必要があるものや登録政治資金監査人に広く周知する必要があるものについては、政治資金監査マニュアルを補完するものとして、当委員会の見解の表明や、「政治資金監査に関するQ & A」の公表等を行い、フォローアップ研修等の場を通じてこれらの周知を図るなど、政治資金監査の適確な実施に関して必要な指導及び助言を行ってきたところである。

特に、「政治資金監査に関するQ & A」については、平成21年3月に公表して以降、必要に応じて追加等を行い、充実を図ってきたところであり、第4期においては以下の追加を行っている。

＜政治資金監査に関するQ & A 第4期において追加したもの＞

- ・ 所得税等を徴収した場合の会計帳簿の記載方法（平成29年7月）
- ・ 平成30年7月豪雨による被害を受けた国会議員関係政治団体に係る政治資金監査報告書の記載方法（平成30年7月）
- ・ 海外でクレジットカードを利用した場合の収支報告書等の記載方法（平成30年10月）
- ・ 改元に伴う収支報告書に係る政治資金監査報告書における政治資金監査の対象とした年の元号表記（令和元年6月）
- ・ **ポイント還元事業によりポイント還元があった場合の収支報告書等の記載の考え方（令和2年3月）**

このほか、政治資金監査の実施や政治資金監査報告書の作成に当たって、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストが有効に活用されるよう、フォローアップ研修等の場を通じて周知に努めてきたところである。

○ 今後の方向性

政治資金監査のより適確な実施を確保していくため、今後もこれまでと同様に、必要に応じ、政治資金監査マニュアルを補完する当委員会の見解の表明や「政治資金監査に関するQ & A」の充実、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの有効活用の促進等を行っていくことが適当である。

3 政治資金監査の質の向上について

～登録政治資金監査人に対する

研修及び個別の指導・助言～

政治資金監査制度の安定的な運用に必要な登録政治資金監査人の確保に関しては、関係士業団体の協力も得ながら積極的な周知・広報を行い、国会議員関係政治団体2,881団体（平成30年分の収支報告書の提出義務があるもので解散団体を含む。）に対し、5,030人（令和2年2月末現在）の登録政治資金監査人が確保できているところである。

当委員会では、このように、一定程度の人数の確保が果たしてきたことから、また、政治資金に関する収支報告の適正の確保及び透明性の向上に対する国民の要請に一層応えていくために、政治資金監査の質の向上により重点を置いた取組を進めているところである。

法において、当委員会は登録政治資金監査人に対し、政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行うこととされている（法第19条の30第1項第5号）。そこで、当委員会では、前章で述べたとおり、これまでも政治資金監査の質の確保を図るための取組として、登録政治資金監査人等から寄せられる質疑等に対して逐次対応するとともに、政治資金監査マニュアルを補完するものとして当委員会の見解や「政治資金監査に関するQ&A」を公表し周知を図るなど、政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行ってきたところである。

これらに加え、政治資金監査の更なる質の向上を図るための具体的な取組として、①従来行ってきた登録政治資金監査人に対する研修等に係る内容の充実や参加の促進に加え、②当委員会から個別の登録政治資金監査人に対する指導・助言を行う枠組みを設け、平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査からこの個別の指導・助言の取組を実施してきたところである。

取組の具体的な内容は、以下のとおりである。

(1) フォローアップ研修について

○ これまでの取組

当委員会では、より円滑な政治資金監査が継続的に実施されるよう、平成22年度から、登録時研修を修了した登録政治資金監査人が任意で受講できる「政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会」を開催してきた。

平成26年度以降は、同説明会をフォローアップ研修と位置付け、それまでの研修内容を引き継いだ「実務向上研修」に加えて、登録政治資金監査人が再度、登録時研修と同内容の研修を受講することを可能とする「再受講研修」を実施しているところである。

このフォローアップ研修のうち実務向上研修（以下「実務向上研修」という。）については、過年度においては、概ね1,000人程度（登録時研修修了者数全体の2～3割弱）が受講している（図表10参照）。また、受講経験者の総数は、令和2年2月末現在で2,640人となっており、登録時研修を修了した登録政治資金監査人の半数以上（53.6%）に達している（図表11参照）。

実務向上研修の参加者アンケート結果によると、各年度における受講者の概ね6割が実際に政治資金監査の実務経験を有している。また、「毎年度参加している」と回答した受講者は、各年度とも回答者全体の6割以上となっているが、そのうち概ね7割が政治資金監査の実務経験を有している（図表12参照）。

同アンケート結果では、実務向上研修の内容について、「とても参考になった」と回答した者の割合は、各年度とも7割以上となっており、研修資料についても「分かりやすかった」と回答した者の割合は、各年度7割弱から9割弱となっている。さらに、「今後も参加したい」と回答した者の割合は、各年度とも9割以上であるなど、概ね好評価を受けているところである（図表13参照）。また、フォローアップ研修のうち再受講研修（以下「再受講研修」という。）の内容についても、「とても参考になった」と回答した者の割合が各年度とも7割以上となっているところである（図表13参照）。

特に、実務向上研修については、「政治資金監査のポイントがよくわかった」、「（演習問題について）実践形式でイメージしやすかった」、「カラーになっていて見やすかった、見開きで確認できた」、「表、フローチャートで示しているところ（がよかった）」等の意見が寄せられている。

一方で、「演習問題の解説にもう少し時間をかけてほしかった」、「ポイントや誤りの多い事項を問題にしてほしい」、「もっと事例を多く、そして事例に時間を費やしてほしい」といった研修の内容に関する意見や、「回数を増やして、参加しやすくしてほしい。選択の幅を広げてほしい」、「ライブ受信形式を検討してほしい」といった研修への参加機会の拡充に関する意見も寄せられたところである。

(図表 10) フォローアップ研修の開催状況

○ 実務向上研修

(単位：人)

年度	開催回数	参加者数			
		弁護士	公認会計士	税理士	
平成 22 年度	10 回	966	38	125	803
23 年度	13 回	1,142	41	163	938
24 年度	16 回	1,080	41	141	898
25 年度	17 回	1,197	34	180	983
26 年度	17 回	1,116	28	158	930
27 年度	17 回	1,034	33	152	849
28 年度	17 回	980	34	153	793
29 年度	20 回	1,133	30	184	919
30 年度	21 回	1,023	26	147	850
令和元年度	16 回	759	26	117	616
総計	164 回	10,430	331	1,520	8,579

※1 実務向上研修（平成 25 年度まではフォローアップ説明会）は、平成 22 年度から実施。

※2 各年度 3 月末現在の数値（令和元年度は、令和 2 年 2 月末現在の数値）。

○ 再受講研修

(単位：人)

年度	開催回数	参加者数			
		弁護士	公認会計士	税理士	
平成 26 年度	17 回	287	3	54	230
27 年度	17 回	206	6	36	164
28 年度	17 回	200	6	33	161
29 年度	20 回	242	3	45	194
30 年度	21 回	155	2	24	129
令和元年度	16 回	105	1	14	90
総計	108 回	1,195	21	206	968

※1 再受講研修は、平成 26 年度から実施。

※2 各年度 3 月末現在の数値（令和元年度は、令和 2 年 2 月末現在の数値）。

(図表 1 1) 実務向上研修受講経験者数の推移

(単位：人、%)

年 度	登録時研修 修了者数 A	実務向上研修 受講経験者数 B (B/A)	実務向上研修 未受講者数 C (C/A)
平成 25 年度	4,327	2,098 (48.5)	2,229 (51.5)
平成 26 年度	4,487	2,252 (50.2)	2,235 (49.8)
平成 27 年度	4,583	2,358 (51.5)	2,225 (48.5)
平成 28 年度	4,723	2,452 (51.9)	2,271 (48.1)
平成 29 年度	4,825	2,554 (52.9)	2,271 (47.1)
平成 30 年度	4,915	2,635 (53.6)	2,280 (46.4)
令和元年度	4,922	2,640 (53.6)	2,282 (46.4)

※1 各年度 1 2 月末現在の数値（平成 29 年度及び平成 30 年度は、各年度 3 月末現在、令和元年度は、令和 2 年 2 月末現在の数値）。

※2 登録時研修修了者数は、登録抹消者を除いた数値。

※3 実務向上研修受講経験者数は、登録時研修を修了し、かつ、平成 22 年度から令和元年度までの間に、実務向上研修（平成 25 年度まではフォローアップ説明会）を一度でも受講したことのある者の数。

(図表 1 2) 実務向上研修参加者の研修受講状況

(単位:人、%)

年度	参加者数	回答者数 A=B+C+D	今年度初めて 参加した B (B/A)	参加した ことがある C (C/A)	毎年度 参加している D (D/A)
平成 26 年度	1,116	891	145 (16.3)	205 (23.0)	541 (60.7)
うち実務経験あり E<E/A~D>	- <->	551 <61.8>	56 <38.6>	125 <61.0>	370 <68.4>
実務経験なし F<F/A~D>	- <->	340 <38.2>	89 <61.4>	80 <39.0>	171 <31.6>
平成 27 年度	1,034	836	139 (16.6)	180 (21.5)	517 (61.9)
うち実務経験あり E<E/A~D>	- <->	491 <58.7>	42 <30.2>	99 <55.0>	350 <67.7>
実務経験なし F<F/A~D>	- <->	345 <41.3>	97 <69.8>	81 <45.0>	167 <32.3>
平成 28 年度	980	801	110 (13.7)	161 (20.1)	530 (66.2)
うち実務経験あり E<E/A~D>	- <->	491 <61.3>	35 <31.8>	92 <57.1>	364 <68.7>
実務経験なし F<F/A~D>	- <->	310 <38.7>	75 <68.2>	69 <42.9>	166 <31.3>
平成 29 年度	1,133	892	133 (14.9)	184 (20.6)	575 (64.5)
うち実務経験あり E<E/A~D>	- <->	530 <59.4>	36 <27.1>	95 <51.6>	399 <69.4>
実務経験なし F<F/A~D>	- <->	362 <40.6>	97 <72.9>	89 <48.4>	176 <30.6>
平成 30 年度	1,023	790	95 (12.0)	158 (20.0)	537 (68.0)
うち実務経験あり E<E/A~D>	- <->	492 <61.3>	22 <31.8>	91 <57.1>	379 <70.6>
実務経験なし F<F/A~D>	- <->	298 <38.7>	73 <68.2>	67 <42.9>	158 <29.4>
令和元年度	759	588	54 (9.2)	110 (18.7)	424 (72.1)
うち実務経験あり E<E/A~D>	- <->	353 <60.0>	10 <18.5>	53 <48.2>	290 <68.4>
実務経験なし F<F/A~D>	- <->	235 <40.0>	44 <81.5>	57 <51.8>	134 <31.6>

※1 各年度 3 月末現在の数値（令和元年度は、令和 2 年 2 月末現在の数値）。

※2 「回答者数」は、各年度におけるフォローアップ研修の参加者アンケート中、実務向上研修の受講状況に関する項目に回答した者の総数。

※3 「実務経験あり」及び「実務経験なし」の数値は、上記「回答者数」のうち、それぞれ「これまで政治資金監査に携わったことがある」、「これまで政治資金監査に携わったことがない」と回答した者の数。

(図表 13) フォローアップ研修アンケート結果

○ 実務向上研修

年度	研修内容について			研修資料について		
	とても参考になった	多少参考になった	あまり参考にならなかった	分かりやすかった	普通	分かりにくかった
平成 26 年度	73.8%	23.2%	3.0%	66.5%	31.7%	1.8%
27 年度	73.7%	24.3%	2.0%	75.7%	23.0%	1.3%
28 年度	78.3%	20.2%	1.5%	80.5%	18.9%	0.6%
29 年度	86.3%	13.3%	0.3%	88.7%	11.0%	0.3%
30 年度	86.7%	11.8%	1.5%	87.0%	12.8%	0.2%
令和元年度	85.4%	13.4%	1.2%	87.8%	12.0%	0.2%

年度	研修時間について			今後の参加	
	ちょうど良かった	もう少し時間をかけて	長かった	今後も参加したい	参加するつもりはない
平成 26 年度	91.3%	3.7%	5.0%	97.6%	2.4%
27 年度	82.1%	10.6%	7.3%	98.0%	2.0%
28 年度	86.4%	10.2%	3.4%	98.3%	1.7%
29 年度	87.8%	8.2%	4.0%	98.9%	1.1%
30 年度	85.9%	11.1%	3.0%	98.9%	1.1%
令和元年度	85.3%	9.5%	5.2%	98.0%	2.0%

○ 再受講研修

年度	研修内容について			研修時間について		
	とても参考になった	多少参考になった	あまり参考にならなかった	ちょうど良かった	もう少し時間をかけて	長かった
平成 26 年度	80.5%	15.9%	3.6%	86.2%	9.1%	4.7%
27 年度	75.6%	24.4%	0.0%	89.5%	6.2%	4.3%
28 年度	71.8%	25.3%	2.9%	80.5%	12.6%	6.9%
29 年度	84.9%	15.1%	0.0%	86.4%	8.5%	4.3%
30 年度	71.9%	24.6%	3.5%	83.9%	10.7%	5.4%
令和元年度	78.2%	19.5%	2.3%	81.8%	10.2%	8.0%

(再受講研修 続き)

年度	今後の研修への参加			
	毎年	2～3年に1度	必要に応じて	その他
平成26年度	33.7%	28.7%	31.0%	6.6%
27年度	35.1%	36.9%	25.6%	2.4%
28年度	44.9%	31.5%	23.6%	0.0%
29年度	46.9%	23.5%	28.5%	1.1%
30年度	47.9%	18.8%	32.5%	0.8%
令和元年度	61.2%	21.2%	17.6%	0.0%

※1 各年度3月末現在の数値（令和元年度は、令和2年2月末現在の数値）。

① 実務向上研修の内容の充実

当委員会では、**実務向上研修**については、毎年度内容の充実を図りながら継続的に実施してきており、具体的な取組内容については、以下のとおりである。

平成29年度においては、研修資料のカラー刷りの箇所を増量し、受講者が見やすいよう改善を行った。特に、後記「登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言」の取組によって明らかになった、実際の政治資金監査における誤りの事例については、受講者の注意が向けられるよう、より強調して表記するとともに、留意点等を詳細に解説することなどにより注意喚起を行った。演習問題については、実際の政治資金監査で見られた誤りの事例を踏まえ、事例演習の内容をより詳細なものとしたところである。

平成30年度においては、研修資料について、更にカラー刷りの箇所を増量したほか、書面監査の全体像及び留意事項をフローチャートで示した資料を追加するなど、研修の振り返りや、実際の政治資金監査において役立つものとなるよう工夫するとともに、実際の政治資金監査における誤りの事例を具体的に図示することにより、留意すべきポイントが受講者により伝わりやすいようにしたほか、改めて注意喚起を行った。演習問題については、参加者アンケートにおいて演習問題の受講希望が多いことなどを考慮し、出題数を増やすなど充実を図った。

令和元年度においては、引き続き参加者アンケートにおいて演習問題の受講希望が多いことなどを踏まえ、受講者がより多くの事例に触れることができるよう、演習部分において、選択問題や事例演習を重点的に実施するよう研修内容の見直しを図ったほか、研修資料についても、特に見やすさの観点から、「講義部分」と「演習部分」の関連する部分の相互参照性の改善などを行った。

これらに加え、第4期からの新しい取組として、登録政治資金監査人のニーズを踏まえ、政治資金監査を実施する期間において、追加でフォローアップ研修を開催してきている（1月及び3月）。このうち実務向上研修では直近の「登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言」の取組（12月及び2月）で明らかになった最新の誤りの事例を重点的に取り上げ、1月から開始される定期分の収支報告書に係る政治資金監査が適確に行われるよう、受講者に対し注意喚起を行っている。

② フォローアップ研修への参加の促進

前述の研修内容の充実と併せて、フォローアップ研修への参加の促進についても取り組んできたところであり、開催に当たっては、すべての登録政治資金監査人に周知を行っている。また、追加のフォローアップ研修の開催に当たっても同様に、すべての登録政治資金監査人に周知を行っている。

また、翌年度のフォローアップ研修の日程等を周知する際に、研修未受講者に対し積極的な参加の呼びかけを行ったほか、登録時研修を受講する者に対しては、併せて実務向上研修の受講を呼びかけるなど、参加の促進を図ったところである。

③ フォローアップ研修の開催実績

フォローアップ研修の開催場所については、登録政治資金監査人に広く研修への参加の機会を提供するという観点から、それぞれの地域の登録者数、研修受講者の移動の利便性及び前年度の開催実績等を考慮しながら選定しているところである。

<研修の開催場所>

i 登録者数及び前年度の開催実績を考慮し、原則毎年開催

: 札幌市、盛岡市、仙台市、さいたま市、東京都、横浜市、金沢市、名古屋市、大阪市、福岡市

- ii 研修受講者の移動の利便性及び前年度の開催実績を考慮し、原則隔年開催
：静岡市、浜松市、京都市、神戸市、岡山市、広島市、高松市、松山市、熊本市、鹿児島市
- iii その他、登録政治資金監査人の地域的偏在等を考慮し開催
：青森市（H26）、松江市（H26）、高知市（H27、H29）、那覇市（H29）、千葉市（H28、H30）
- iv 追加のフォローアップ研修については、研修への参加状況等を踏まえ、登録政治資金監査人数が多く、かつ、交通の利便性の高い都市において開催
：東京（H29、H30、R1）、大阪（H30）

また、フォローアップ研修の開催時期については、関係士業における繁忙期等を考慮し、基本的に6月から12月までの間に開催をしてきたところであるが、第4期においては、より研修受講者のニーズに沿ったものとするため、研修の参加者アンケート結果等を踏まえて開催時期の検討を行い、基本的に6月下旬から11月上旬までの間に開催することとした。

このほか、前記のとおり、第4期からは1月及び3月にも追加で研修を開催している。

<追加のフォローアップ研修の開催時期>

平成29年度：1月29日、3月26日

平成30年度：1月30日、3月20日、3月28日

令和元年度：1月29日、3月19日（中止）、3月26日（中止）

※ 令和元年度3月の追加の研修は、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等を踏まえ、中止。

○ 今後の方向性

フォローアップ研修については、登録政治資金監査人が政治資金監査実務の基礎知識を定着・向上させることを目的として実施しているものであり、受講者から概ね好評価を頂いているところであるが、登録政治資金監査人のニーズを踏まえ、その内容の充実、参加機会の拡充などによる参加の促進を図りながら、今後も継続して実施していくことが必要である。

① 実務向上研修の内容の充実について

実務向上研修の受講者の概ね6割が政治資金監査経験者であることや、研修内容に関する研修受講者のニーズも踏まえれば、実務的な演習により重点を置いて、研修内容の更なる充実を図ることが適当である。

具体的には、研修時間の見直しなどにより、特に演習問題が中心の内容にすることや、政治資金監査実務上、誤りの多い点について具体例を活用して説明すること等、研修内容の充実に関して検討することが適当である。

② フォローアップ研修への参加の促進について

実務向上研修の受講者数は、過年度においては概ね1,000人程度となっているが、これは、近年の登録時研修修了者数全体の2～3割弱程度にとどまるものであるため、研修の内容を充実させるとともに、今後も関係士業団体との協力を強化し、登録政治資金監査人に効果的な周知を行うことにより、研修への参加促進を図ることが必要である。

その際、まだ一度も実務向上研修に参加していない登録政治資金監査人が約半数弱存在することを踏まえ、引き続き、未受講者に対し、研修の意義を訴求しつつ、受講を促していくことが必要である。

また、フォローアップ研修の開催回数・場所・時期については、登録政治資金監査人のニーズに応じたものとし、受講者にとっての利便性の向上を図り、できるだけ多くの登録政治資金監査人が研修の参加機会を得られるよう配慮することが求められるところであり、例えば、日程の問題により実務向上研修に参加できない登録政治資金監査人のため、実務向上研修において要望研修方式を導入することや、遠隔地からでも研修をより受けやすくする環境整備に関して検討することが考えられる。

なお、上記で掲げた研修への参加促進に関する検討を行うに当たっては、これまで一度も実務向上研修に参加したことの無い登録政治資金監査人のニーズを、より詳細に把握していくことが必要である。

(2) 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について

○ これまでの取組

法において、当委員会は登録政治資金監査人に対し、政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行うことと規定されている（法第19条の30第1項第5号）。

これを踏まえ、当委員会では、これまでも政治資金監査の質の確保を図るため、登録政治資金監査人等から寄せられる質疑等に対して、必要な指導及び助言を行ってきた。

これらに加え、更なる政治資金監査の質の向上を図るための取組の一つとして、平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査から、政治資金監査報告書や収支報告書の記載状況等に不備のあった登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の取組を実施しているところである。

① 取組の概要

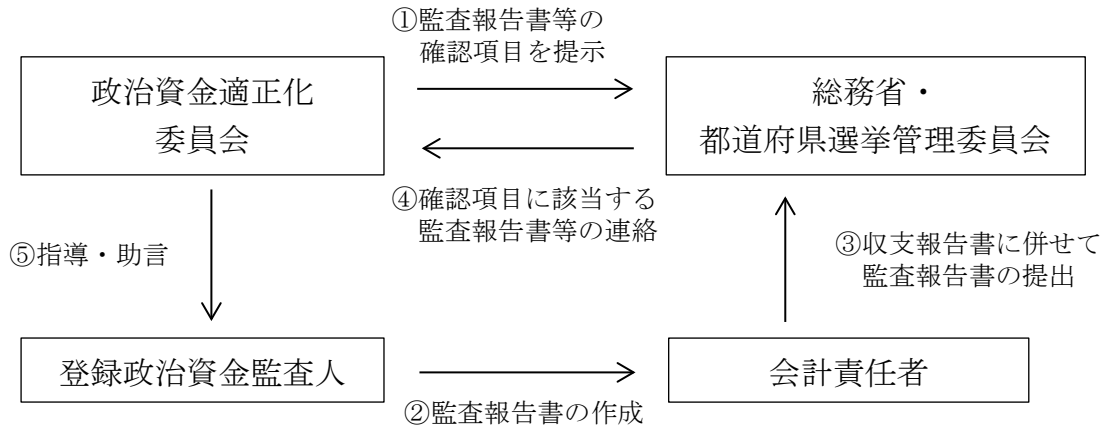
ア 経緯

平成26年3月に公表した「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」（第2期取りまとめ）において、政治資金監査マニュアルに定められた記載例から逸脱した政治資金監査報告書や、本来政治資金監査の過程で指摘されるべき収支報告書の誤記等に関して、該当のあった登録政治資金監査人に対して個別に指導・助言を行うとの枠組みが示された。

これを受けて、当委員会において具体的な検討が行われ、平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査から、都道府県選挙管理委員会及び総務省（以下「都道府県選管等」という。）に対して、政治資金監査報告書の記載状況等について確認・報告等を求め、当該確認・報告等に基づき、該当のあった登録政治資金監査人に対して個別の指導・助言を行うこととした。

イ 個別の指導・助言の取組の概要

<登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の枠組み（イメージ）>



本取組の目的は、取組の結果を政治資金監査報告書の記載状況等の改善につなげることで、政治資金監査に対する高い信頼を確保するとともに、登録政治資金監査人に対する注意喚起を通して、政治資金監査のより適確な実施を図ることであり、本取組の結果、都道府県選管等における収支報告書等の形式審査業務について、将来的には効率化が期待できるものである。

都道府県選管等に報告を求める範囲、個別の指導・助言の対象等については、以下のとおりとなっている。

	都道府県選管等に報告を 求める範囲	指導・助言の対象
確認項目 (該当したら必ず報告することを都道府県選管等に求めたもの)	ア 政治資金監査報告書の基本的な構成に係るもの 形式審査の過程において記載例からの逸脱等の指摘がなされたにもかかわらず補正されなかったもの	<u>平成26年分から</u> 該当するものは全て対象とした。
	イ 収支報告書（支出に係る分に限る。）上に金額の不整合があるもの 最初の受付時点で該当するもの	
確認項目以外 (任意報告)	ウ 個別の指導・助言が必要と都道府県選管等が考えるもの	<u>平成27年分から</u> 当委員会において個別に対応を判断。 【これまでに対象とした例】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県選管の最初の受付時に収支報告書の金額と領収書等の写し（領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書の写しを含む。以下同じ。）の金額とで不整合があった。 ・ 都道府県選管の最初の受付時に収支報告書の年月日と領収書等の写しの年月日とで不整合があった。（領収書等の写しの「年」の記載誤り） ・ 同一の登録政治資金監査人について、2か年連続で同一又は異なる事例の報告があった。 ・ 同一の登録政治資金監査人について、複数事例の報告があった。 など

② 個別の指導・助言の実施（第4期）

ア 平成28年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした個別の指導・助言の実施

都道府県選管等からの報告のうち、収支報告書上に金額の不整合（計算誤り、表間不突合）があるものや、政治資金監査を適確に実施していないことが明らかであると考えられ、政治資金監査制度への国民の信頼に影響を及ぼしかねないと認められるもの等について、該当のあった登録政治資金監査人に対し、当委員会から文書により個別の指導・助言を実施した。

実施件数等の内訳は、以下のとおりである。

個別の指導・助言の対象としたもの	個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の人数	(参考) 逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数
ア 政治資金監査報告書に係るもの	14人	30件 (1.1%)
イ 収支報告書に係るもの（支出に係る分に限る。）に係るもの	38人	45件 (1.6%)
総計	52人	75件
純計	46人	71件 (2.6%)

(注)

- ・上記の内訳は、平成28年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象に都道府県選管等よりなされた報告に基づき、個別の指導・助言を実施することとした対象者数等の総数。
- ・比率については、次の算式により算出。

$$\left(\frac{\text{逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数}}{\text{要旨が公表された国会議員関係政治団体の平成28年分収支報告書（定期分）の件数}} \right) \text{ (2, 734件)}$$

イ 平成29年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした個別の指導・助言の実施

平成28年分の収支報告書（定期分）に係る取組と同様、収支報告書上に金額の不整合（計算誤り、表間不突合）があるもの等について、該当の

あった登録政治資金監査人に対し、当委員会から文書により個別の指導・助言を実施した。

実施件数等の内訳は、以下のとおりである。

個別の指導・助言の対象としたもの	個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の人数	(参考) 逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数
ア 政治資金監査報告書に係るもの	9人	10件 (0.4%)
イ 収支報告書に係るもの（支出に係る分に限る。）に係るもの	40人	45件 (1.6%)
総計	49人	55件
純計	46人	52件 (1.9%)

(注)

- ・上記の内訳は、平成29年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象に都道府県選管等よりなされた報告に基づき、個別の指導・助言を実施することとした対象者数等の総数。
- ・比率については、次の算式により算出。

$$\left(\frac{\text{逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数}}{\text{要旨が公表された国会議員関係政治団体の平成29年分収支報告書（定期分）の件数（2,797件）}} \right)$$

ウ 平成30年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした個別の指導・助言の実施

収支報告書上に金額の不整合（計算誤り、表間不突合）があるもの等について、該当のあった登録政治資金監査人に対し、当委員会から文書により、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストも活用し、適確な政治資金監査の実施に努めるよう注意喚起を行った。

実施件数等の内訳は、以下のとおりである。

個別の指導・助言の対象としたもの	個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の人数	(参考) 逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数
ア 政治資金監査報告書に係るもの	4人	8件 (0.3%)
イ 収支報告書に係るもの（支出に係る分に限る。）に係るもの	18人	21件 (0.8%)
総計	22人	29件
純計	21人	28件 (1.1%)

(注)

- ・上記の内訳は、平成30年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象に都道府県選管等よりなされた報告に基づき、個別の指導・助言を実施することとした対象者数等の総数。
- ・比率については、次の算式により算出。

$$\left(\frac{\text{逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数}}{\text{要旨が公表された国会議員関係政治団体の平成30年分収支報告書（定期分）の件数（2,621件）}} \right)$$

エ 令和元年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした個別の指導・助言の実施の決定

引き続き、誤りの防止の徹底を図り、政治資金監査の更なる質の向上を図るため、令和元年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査についても、本取組を継続して実施することを決定した。

オ 個別の指導・助言に係る取組結果の周知等

本取組の取組結果については、政治資金監査の質の向上に寄与するよう、当委員会のホームページでの周知に加え、以下のとおり関係者に対して周知を図っている。

<取組結果の周知>

i 登録政治資金監査人に対する周知

登録時研修を修了したすべての登録政治資金監査人に対する取組結果等の周知文書の送付。

ii 関係士業団体に対する周知

会員である登録政治資金監査人への周知について協力を依頼。

iii 都道府県選管に対する周知

個別の指導・助言の対象とした事例等について情報提供等。

iv フォローアップ研修における対応

主な逸脱事例等について、**実務向上研修**のテキストで取り上げ、研修受講者に重点的に説明

カ 政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリスト活用の呼びかけ

政治資金監査における誤りの防止のためには、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの活用が有効であることから、平成30年分の本取組において個別の指導・助言の対象となった者に対しては、政治資金監査における同チェックリストの有効性を強調し、再発防止の徹底を呼びかけた。

キ 個別の指導・助言の対象となった者への追加研修受講の呼びかけ

前記のとおり、第4期から政治資金監査の実施時期に追加でフォローアップ研修を開催してきているところであるが、本取組において個別の指導・助言の対象となった者に対しては、当該追加のフォローアップ研修への積極的な参加の呼びかけを行った。

ク 政治資金監査における誤りやすい事例集の配布

過去の本取組の結果に基づき、これまで個別の指導・助言の対象となった誤りの事例等を事例集としてとりまとめ、**実務向上研修**等において活用することにより、政治資金監査において注意すべきポイントの意識付けの徹底を図った。

○ 第4期における個別の指導・助言の取組について

第4期の本取組において、個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の人数は、平成28年分及び平成29年分は46人、平成30年分は21人となった。そして、逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数は、平成28年分は71件、平成29年分は52件、平成30年分は28件となった。

本取組の対象となった誤りの事例の中で、多く見られたものは、政治資金監査報告書に係るものでは、監査対象期間や政治団体名、根拠条文の記載誤り、支出がないにもかかわらず領収書等が保存されていた旨の矛盾した記載があるといったものであった。また、収支報告書に係るものでは、収支報告書上での金額の不整合や、収支報告書と領収書等の写しの記載事項（支出の目的、金額及び年月日）が整合的でなかったものなどであった。このほか、収支報告書上で氏名や住所の記載誤りがあったものも見られた。

逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数は全体から見れば1～2%程度であり、個別の指導・助言の対象となった登録政治資金監査人の人数もわずかであるほか、この3か年で見ると、平成30年分について減少が見られるところである。

一方で、連続して対象となる者を含め、個別の指導・助言の対象者は依然として一定数存在する。また、誤りの内容は、単純な記載誤りや、収支報告書と領収書等の写しの記載事項が整合的でなかったなど、政治資金監査の実施に際し、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストを活用するなどにより防ぐことができたと考えられるものが多く、誤りのあった箇所も、概ね同様のところで見受けられる。

こうしたことから、引き続き、登録政治資金監査人に対して注意喚起を行うことにより、誤りの防止の徹底を図っていくことが、政治資金監査の質の向上のために有意義であると考えられる。

また、本取組によってこれまでに明らかとなった誤りの事例等を**実務向上研修**において取り上げ、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの活用とあわせ周知することにより、他の登録政治資金監査人による同様の誤りの防止を一層進めていくことが重要である。

○ 今後の方向性

本取組は、政治資金監査の質の向上の観点から有意義なものであり、その重要性に鑑みれば、政治資金監査の更なる質の向上を図り、国民の政治資金監査制度に対する信頼の確保につなげるため、継続して実施すること

が必要であるが、本取組の継続にあたっては、これまでの取組結果等を踏まえ、個別の指導・助言の対象となる登録政治資金監査人の人数が可能な限り減少するよう、より効果的な取組の検討を行うことが適当であり、例えば、政治資金監査に関する研修に係る資料の内容や、**政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリスト**の内容の見直し等に関して検討することが考えられる。

なお、こうした個別の指導・助言の取組み状況を確認しながら、都道府県選管等の意見も踏まえつつ、今後の個別の指導・助言のあり方に関して必要な検討を行うことが適当である。

参考資料

【参考資料 1】 政治資金適正化委員会実施状況	．．．． 37
<政治資金監査に関する具体的な指針等関係>	
【参考資料 2】 政治資金適正化委員会の見解一覧	．．．． 40
【参考資料 3】 政治資金監査に関する Q & A の主な追加・改定	．．．． 41
<登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言関係>	
【参考資料 4】 政治資金監査の質の向上に係る取組について (平成30年2月13日政適委第23号)	．．．． 44
【参考資料 5】 政治資金監査の質の向上に係る取組について (平成31年2月5日政適委第23号)	．．．． 45
【参考資料 6】 政治資金監査の質の向上に係る取組について (令和2年2月12日政適委第42号)	．．．． 46